

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市二輪車等駐車場条例（平成10年長崎市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第4条第2項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ、申請の受付場所、受付期間及び選考の方法その他必要な事項を公表するものとする。

(令2規則80・追加)

第3条 条例第4条第3項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）とし、市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人の登記事項証明書及び役員名簿（法人以外の団体にあつては、名称、所在地、役員名簿、設立年次等団体の概要及び活動内容等を記載した書類）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前3事業年度の収支計算書、事業報告書その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書及び事業計画書
- (5) 市税、消費税、地方消費税等を滞納していないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(令2規則80・追加、令4規則14・一部改正)

(入出庫時間)

第4条 条例第6条第3項に規定する二輪車等駐車場の入出庫時間の承認の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入出庫時間は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる時間帯を基本とし、1日ごとに同表右欄に掲げる時間以上とすること。
- (2) 入出庫時間の決定に当たっては、市民の利便性等に最大限配慮すること。
- (3) 入出庫時間を決定し、又は変更したときは、その旨を市民に周知する措置を講じること。

(平17規則101・全改、平21規則80・平27規則1・令元規則86・一部改正、令2規則80・旧第2条線下・一部改正)

(供用の休止)

第5条 指定管理者は、二輪車等駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、二輪車等駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(平10規則60・追加、平17規則101・平21規則10・平21規則80・一部改正、令2規則80・旧第3条線下・一部改正)

(利用手続等)

第6条 長崎市築町二輪車等駐車場（以下「築町二輪車等駐車場」という。）、長崎市元船町二輪車等駐車場、長崎駅二輪車等駐車場又は長崎市浦上駅二輪車等駐車場を利用しようとする者は、入庫の際に駐車券の交付を受け、出庫の際に当該駐車券を提出しなければならない。

2 前項の規定の適用を受けない有料の二輪車等駐車場を利用しようとする者は、入庫の際に二輪車等を所定の駐車機器に固定させなければならない。

3 築町二輪車等駐車場を定期駐車券（第2号様式）により利用しようとする者は、入庫及び出庫の際に当該定期駐車券を提示しなければならない。

4 定期駐車券を利用する者は、当該定期駐車券を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

5 築町二輪車等駐車場を回数駐車券（第3号様式）により利用しようとする者は、入庫の際に駐車券の交付を受け、出庫の際に当該回数駐車券及び当該駐車券を提出しなければならない。

（平10規則60・追加、平17規則101・平21規則10・平21規則80・平22規則21・平22規則97・一部改正、令2規則80・旧第4条繰下・一部改正、令3規則98・一部改正）

(定期駐車券)

第7条 定期駐車券を購入しようとする者は、定期駐車券購入申請書（第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（平10規則60・追加、平17規則101・一部改正、令2規則80・旧第5条繰下）

(定期駐車券の再交付)

第8条 定期駐車券を汚損し、又は紛失したときは、定期駐車券再交付申請書（第5号様式）を指定管理者に提出して再交付を申請することができる。

（平10規則60・追加、平17規則101・一部改正、令2規則80・旧第6条繰下）

(利用料金の減免)

第9条 条例第8条に規定する利用料金（築町二輪車等駐車場に係るものに限る。以下同じ。）の減免の承認の基準は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）を所持する者の利用料金とし、その額は、当該利用料金の5割に相当する額とする。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、身体障害者手帳等を係員に提示しなければならない。

（平10規則60・追加、平17規則101・平21規則10・令元規則86・一部改正、令2規則80・旧第7条繰下・一部改正）

(免責)

第10条 市長及び指定管理者は、二輪車等駐車場の場内に保管中の二輪車等の天災、その他不可抗力による滅失又は損傷については、その損害につき賠償の責めを負わない。

（平10規則60・旧第3条繰下、平17規則101・一部改正、令元規則86・旧第9条繰上、令2規

則80・旧第8条繰下)

(委任)

第11条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平10規則60・旧第4条繰下、令元規則86・旧第10条繰上、令2規則80・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月14日規則第60号)

この規則は、平成10年9月19日から施行する。

附 則 (平成11年3月26日規則第33号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月13日規則第101号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市二輪車等駐車場条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成21年3月10日規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月20日規則第80号)

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月8日規則第21号)

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月26日規則第97号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月21日規則第113号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月14日規則第1号)

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第38号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月24日規則第86号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月31日規則第80号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は令和2年8月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市二輪車等駐車場条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年12月24日規則第98号)

この規則は、令和4年1月18日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日規則第14号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)から(9)まで 略

(10) 長崎市二輪車等駐車場条例施行規則

別表 (第4条関係)

(令2規則80・追加)

駐車場名	入出庫時間	入出庫時間数
築町二輪車等駐車場	午前7時から午後11時まで	16時間
長崎市古川町二輪車等駐車場	午前7時から午後10時まで	15時間
築町二輪車等駐車場及び長崎市古川町二輪車等駐車場以外の二輪車等駐車場	午前0時から午後12時まで	24時間

第1号様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話番号

次の公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、長崎市二輪車等駐車場条例第4条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

公の施設名	
-------	--

第2号様式(第6条関係)

←	
定 期 駐 車 券	
車両番号：	氏名：
登録番号： No.	
長 崎 市	

(表)

《 注 意 事 項 》														
1 駐車マスの限定はいたしません。														
2 本券を無断で他人に譲渡・転貸してはいけません。														
3 本券を紛失・汚損・折り曲げたりしないでください。														
4 駐車場内における事故・盗難等については一切責任を負いません。														
5 入出庫時間は、午前 時から午後 時です。														
有効期限														
<table border="1"><tr><td> </td><td> </td></tr></table>														
長 崎 市														

(裏)

第3号様式(第6条関係)


本券は駐車料金を精算する際にお使いください。
回 数 駐 車 券
長 崎 市

(表)

《 注 意 事 項 》
1 本券を購入の際は、念のため枚数を確認してください。後日においての引換えはいたしません。
2 本券による払戻し又は通貨との交換はしません。また、お釣りは出ません。
3 本券は、長崎市築町二輪車等駐車場で使用できます。
4 本券を汚損・折り曲げたりしないでください。
長 崎 市

(裏)

第4号様式(第7条関係)

定期駐車券購入申請書		年 月 日
(あて先) 指定管理者		
申請者 住 所 氏 名		
駐 車 場 名		
車 種		車両番号
車両所有者	住所	☎
	氏名	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで有効	
※発行日	年 月 日	
※発行番号		取扱者印
定期駐車券発行の条件		
1 申請の際、身分証明書(免許証等)を係員に提示してください。 2 駐車の場所は、特定しません。 3 駐車場が満車の場合は駐車を断ることがあります。 4 第三者に対し、定期駐車券を譲渡又は転貸することを禁じます。		

※印欄は記入しないでください。

第5号様式(第8条関係)

定期駐車券再交付申請書			
年 月 日			
(あて先) 指定管理者			
申請者 住 所 氏 名			
定期駐車券を(汚損) (紛失) しましたので再交付くださるよう申請します。			
駐 車 場 名			
車 種	車両 番号	発行 番号	
車 両 所 有 者	住所	☎	
	氏名		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで有効		
※再 発 行 日	年 月 日		
※再発行番号			取 扱 者 印
(注) 1 汚損した場合は、その定期駐車券を添付してください。 2 紛失した場合は、身分証明書(免許証等)を係員に提示してください。			

※印欄は記入しないでください。

第1号様式（第3条関係）

（令2規則80・全改、令4規則14・一部改正）

第2号様式（第6条関係）

（平10規則60・追加、令2規則80・一部改正）

第3号様式（第6条関係）

（平10規則60・追加、平27規則1・令2規則80・一部改正）

第4号様式（第7条関係）

（平10規則60・追加、平17規則101・令2規則80・一部改正）

第5号様式（第8条関係）

（平10規則60・追加、平17規則101・令2規則80・一部改正）